

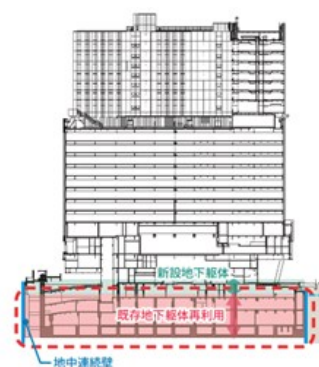
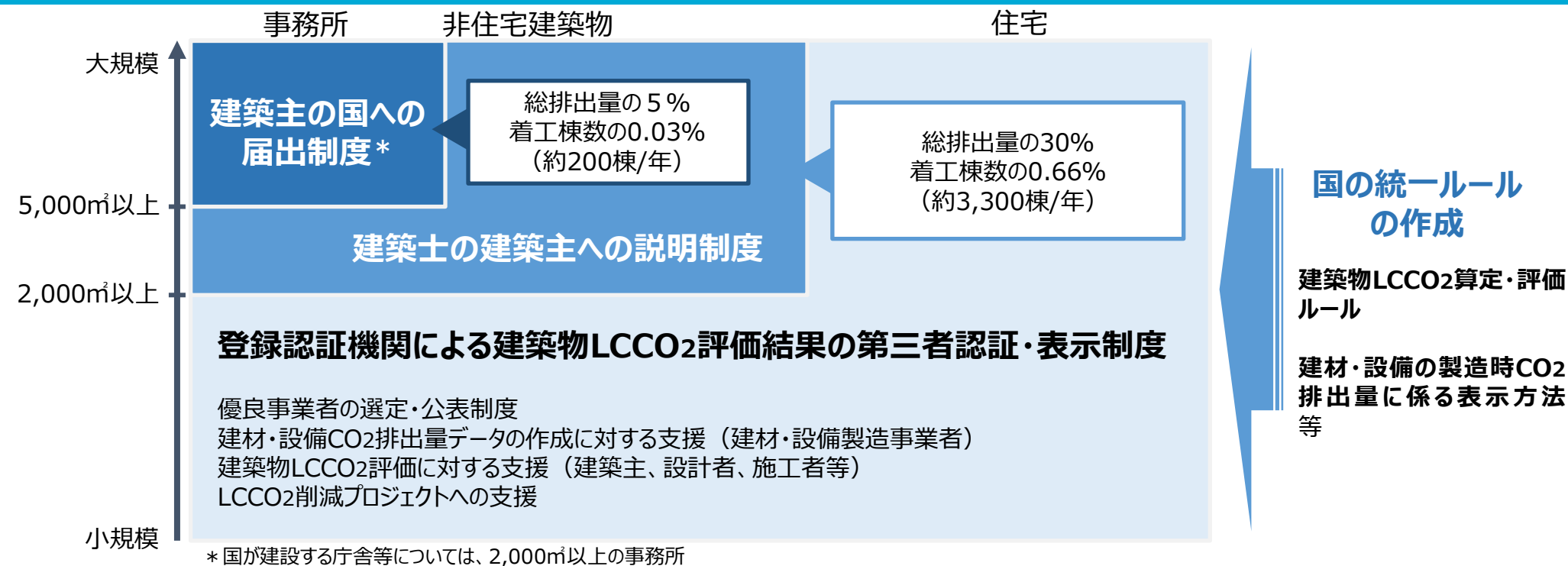
建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方

中間とりまとめ 概要

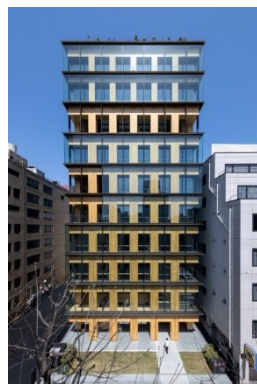
内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」（2025年4月）が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策**及び**ロードマップ**についてとりまとめた。

■ 早急に講ずべき施策の方向性	
1. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化	建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき
2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール ¹ の策定	建築物のLCCO₂の算定ルール²及び算定結果の評価基準³を策定すべき
3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置	- 比較的CO₂等排出量の大きい大規模建築物※¹は、建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適確に対応することを義務付けることを検討すべき ※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築 - 特にCO₂等排出量の大きい建築物※²については、建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果（自主評価）の届出を義務付け、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき ※2 例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築 - 国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき - LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき
4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置	- 建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき - LCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度⁴の創設を検討すべき
5. 建材・設備のCO ₂ 等排出量原単位の整備	建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針⁵の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき
6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備	- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援等⁶を検討すべき - 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

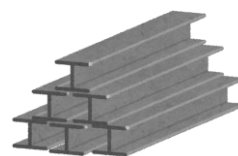
(参考) 建築物LCCO₂評価制度と削減取組のイメージ



既存建築物の活用
耐久性の高い建材・設備
の活用等長寿命化措置

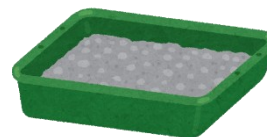


躯体等における
木材活用

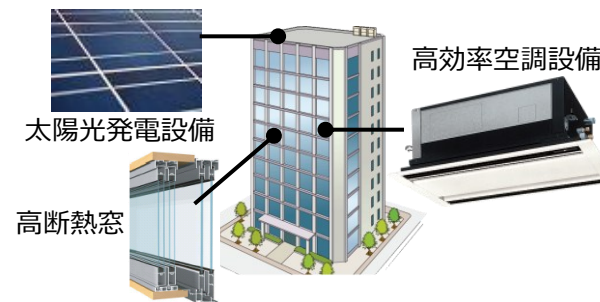


グリーン鉄

環境配慮型
コンクリート



リサイクル材の活用 等



オペレーショナルカーボン削減取組例（省エネ措置）

エンボディドカーボン（建材製造時等CO₂排出）削減取組例

建築物のライフサイクルカーボン(LCCO2)の削減に向けたロードマップ (抜粋)

